○経済産業省告示第二百二十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成二十四年十月十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした外国製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	外国製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
○一CH○一	平成二十四年九月二十八日	質量計第一類	Mettler-Toledo AG, LabTec	Mettler-Toledo AG, Uznach Factory Buchbergstrasse 4, CH-8730 Uznach／SG, Switzerland

○国土交通省告示第千百三十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年九月二十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月十六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5131号	船外機（小型船舶用）	00995F	THAI SUZUKI MOTOR CO., LTD.	31／1 RANGSIT-ONGK-HARAK ROAD, BUN-GYEETHO THANYAB-URI, PATHUMTHANI 12130, THAILAND

○国土交通省告示第千百三十二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年九月二十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月十六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4972号	船外機（小型船舶用）	06002F	スズキ株式会社	フューエルインジェクタの変更

○国土交通省告示第千百三十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月十六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
新潟原動機株式会社 新潟内燃機工場	新潟県新潟市東区岡山1300番地	内燃機関（シリンダの径が600ミリメートル未満のものに限る。）	平成24年10月14日から平成29年10月13日まで

○国土交通省告示第千百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

別表の九及び十二の項指定をした日欄中「平成十九年」を「平成二十四年」に改め、同表の十三の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「六番二号」を「六番一号」に改め、「福岡市」の下に「中央区」を加え、「ニ　東京御茶ノ水事務所　東京都千代田区神田駿河台二丁目八番地」を削り、ホをニとし、ヘをホとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　東京御茶ノ水事務所　東京都千代田区神田駿河台二丁目八番地

同項指定をした日欄中「平成十九年」を「平成二十四年」に改め、同表の十四の項業務区域欄中「宮城県」を「青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県」に改め、同表の二十の項業務区域欄中「埼玉県」を「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県」に改め、「神奈川県」の下に「、山梨県」を加え、「及び三重県」を「、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県」に改め、同項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目四番十九号」を「大阪支社　大阪府大阪市北区梅田一丁目一番三号」に、「十号」を「十」に改め、ヌをルとし、ホからリまでをヘからヌまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目四番十九号

○海上保安庁告示第二百二十五号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十月十六日

海上保安庁長官　北村　隆志

大船渡港湾口北仮設灯浮標

名称
位置
　所在地　岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約二・二キロメートル）
　北緯　三九―〇一―一一
　東経　一四一―四三―五八
変更した事項
位置
　所在地　岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約二・一キロメートル）
　北緯　三九―〇一―〇八
　東経　一四一―四四―〇四
変更年月日　平成二十四年八月三十一日
記事　一時変更

大船渡港湾口南仮設灯浮標

名称
位置
　所在地　岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約二・三キロメートル）
　北緯　三九―〇一―〇四
　東経　一四一―四三―五六
変更した事項
位置
　所在地　岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約二・二キロメートル）
　北緯　三九―〇一―〇一
　東経　一四一―四四―〇一
変更年月日　平成二十四年八月三十一日
記事　一時変更

名称　高知港御畳瀬防波堤灯台

位置
　所在地　高知県高知港（御畳瀬防波堤外端）
　北緯　三三―三〇―一五
　東経　一三三―三三―二九
変更した事項
　光度　実効光度二五カンデラ
　光達距離　三・五海里
　高さ　地上から構造物の頂部まで八・八メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十四年八月三十一日